

【行財政改革・税制等に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

地方分権推進法の一部を改正する法律案は、地方分権の推進に関する施策の実施状況にかんがみ、引き続き地方分権を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権推進委員会の設置等を定めた地方分権推進法の有効期間を1年間延長しようとするものである。

委員会においては、延長期間を1年間とした理由、地方への税財源の移譲の取組、事務権限の一層の移譲の必要性、国庫補助負担金の整理合理化、法定受託事務の見直し等の質疑が行われた。質疑終局後、全会一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成12年1月20日（木）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成12年3月22日（水）（第2回）

○特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成12年5月9日（火）（第3回）

○地方分権推進法の一部を改正する法律案（閣法第93号）（衆議院送付）について続総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年5月10日（水）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方分権推進法の一部を改正する法律案（閣法第93号）（衆議院送付）について続総務庁長官、保利自治大臣、平林自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第93号） 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク、二連
反対会派 なし

(3) 成立議案の要旨

地方分権推進法の一部を改正する法律案（閣法第93号）

【要 旨】

本法律案は、地方分権の推進に関する施策の実施状況にかんがみ、引き続き地方分権を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権推進法の有効期間を1年間延長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 地方分権推進法の有効期間を1年間延長する。
- 2 内閣府設置法その他関係法律について所要の改正を行う。
- 3 この法律は、公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
93	地方分権推進法の一部を改正する法律案	衆	12. 4. 14	12. 5. 8	12. 5. 10 可決	12. 5. 12 可決	12. 4. 24 内閣	12. 4. 26 可決	12. 4. 27 可決